

エバンジェリストに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、エバンジェリストの役割と選任等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 エバンジェリストは、本会の事業目的、活動内容、そして成果などを、IVIを代表して外部に対して理解しやすい形で説明することを目的とし、セミナーや講演会等で講師をつとめる者をいう。

(義務)

第3条 エバンジェリストが、セミナーや講演会にてIVIに関する講演をする場合には、あらかじめ設定したコンテンツを利用するものとする。必要に応じてあらたなコンテンツを作成し利用する場合には、あらかじめパブリシティ委員会にて承認を得るものとする。

(選任)

第4条 エバンジェリストは、会員または会員企業の登録メンバーの中から、総合企画委員会で推薦し、幹事会で承認する。

(任期)

第5条 任期は、専任された事業年度の翌期に行う通常総会の日までとする。ただし、エバンジェリストあるいは幹事会のいずれかが解任の申し入れがない場合は、翌期も継続するものとする。

(公開)

第6条 エバンジェリストは、当会のWebサイトにてプロフィールおよび対外的な講演実績とともに公開する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行する
- 2 この規則は、平成30年3月22日から施行する